



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 504 号

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

中企庁が2021年版中小企業白書を公表 コロナ禍の企業への影響を細かく分析

中小企業庁は4月23日、2021年版の中小企業白書を公表した。この白書は中小企業庁が毎年公表しているもので、2021年版のテーマは「危機を乗り越え、再び確かな成長軌道へ」。新型コロナウイルス感染症が中小企業に与えた影響を分析し、その実態を明らかにするとともに、経営者の参考になるデータや事例を豊富に紹介している。実に多岐にわたるデータが紹介されているのだが、中でも注目したいのは「中小企業の財務に対する意識と業績との関係」だ。リーマンショック以降、中小企業においても財務指標を経営に活用する動きが活発化。特に近年は、企業規模を問わず自己資本比率を高めることの重要性が叫ばれているが、小規模企業の自己資本比率は2010年を底に上昇に転じ、そこから右肩上がりの状況にある。

もっとも、中央値が17.1%と決して高くはない上、掲載されているのが2019年のデータであることから、コロナ禍の影響が織り込まれていないことに注意が必要だ。

さらに気になるのは、損益分岐点比率。こちらも2019年の数値だが、小規模企業では92.7%、中規模企業では85.1%となっている。この数値が低いほど、新型コロナ禍のような急激な変化にも強い会社であると言えるが、白書では中小企業の損益分岐点比率が高いことを指摘。また、損益分岐点比率を定期的に計算・把握している企業では、していない企業に比べて2%ほど良い数値であることも紹介し、財務指標に基づいた経営分析の重要性を説明している。

2021年版の中小企業白書は、新型コロナ禍中に作成・公表されたというだけあって、従来よりも興味深いデータや考察、提言が為されているので、一読してみることをお勧めしたい。

確定申告内容の間違いに気付いた 更正の請求または修正申告で対応

2020年分の所得税等の確定申告期限は1ヵ月延長されて4月15日に終了したが、確定申告期限後に申告内容の誤りに気付いた場合はどのようにすればいいのだろうか。まず、税額を実際より多く申告していたことに気付いたケースがある。納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求をすることができる。

更正の請求をする場合は、「更正の請求書」に、必要事項を記入して所轄税務署長に提出する。

更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から5年以内となっている。更正の請求書が提出されると、税務署でその内容を調査し、その請求内容が正当と認められたときは、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知される）が行われ、納め過ぎた税金が還付されることになる。

また、確定申告書を提出した後で、税額を実際よりも少なく申告していたことに気付いたときは、修正申告をして正しい税額に修正する必要がある。修正申告をする場合は、「申告書B第一表」と「第五表（修正申告書・別表）」の「修正申告書」の用紙に、必要事項を記入して所轄税務署長に提出する。

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできるが、なるべく早めの申告がベターだ。

修正申告によって新たに納付することになった税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに納めることになる。